

市町村児童家庭相談について

市町村における児童家庭相談窓口の設置

～平成17年4月1日から市町村にも児童家庭相談窓口が設けられました～

児童や家庭に関する相談については、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつ高度で専門的な対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談も増大してきている状況にあります。

そこで、平成16年12月に改正された児童福祉法では、市町村が児童家庭相談に応じることを業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村が、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うこととなりました。

また、要保護児童(児童福祉法第6条の3「保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」)の早期発見や適切な保護を図るために、関係者間で情報の交換や支援内容の協議を行うため、地方公共団体は要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないとされました。県内では、全市町村が設置しています。

もちろん、児童相談所でもこれまでどおり相談はお受けできますが、子どものこと、また子どもに関係した家庭のことで悩んだときは、まずは市町村の窓口にご相談してみましょ。児童相談所までは相談するほどではないけど、でもちょっと気になるなど、ご相談者のニーズに応じて、相談窓口を使い分けるのもいいでしょう。

子どもを産み、育てていくことは、とても重要な社会的役割のひとつです。各市町村の相談窓口及び児童相談所など子育て支援機関では、そのような重要な役割を担っている方の悩みや不安に対し、きめ細やかなサービスを提供していきたいと考えています。

要保護児童対策地域協議会とは

要保護児童について、関係する機関が共同で、役割分担を決めて、支援していくネットワークです(児童福祉法第25条の2から第25条の5に規定されています)。

平成19年1月の児童相談所運営指針等の改正によって、要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の運営が強化されました。児童相談所に、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び地域協議会への提供が義務付けられ、地域協議会の調整機関が、すべての虐待事例について進行管理台帳を作成し、定期的にフォローしていくこととされました。

地域協議会に参加するすべての人に、守秘義務が課せられています。